

福岡空港滑走路増設事業に伴う米軍施設の移転に関する確認事項

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長、防衛省地方協力局地方調整課長、同局施設管理課長及び同省整備計画局提供施設計画官は、福岡空港滑走路増設事業に関し、次のとおり確認する。

第1条 この確認事項は、福岡空港滑走路増設事業により生じる米軍施設（FAC5001板付飛行場）の移転（別図のとおり）に必要な工事の実施及び土地の取扱いについて国土交通省及び防衛省の作業区分を定めるものである。

第2条 前条に記載する工事の内容は、別表のとおりとする。

2 国土交通省は、別表に記載する工事に関し、予算措置を講じるものとする。

3 国土交通省は、別表に記載する工事に関し、支出に関する事務を防衛省に委任するものとする。

4 工事の細部については、現地関係機関の間で別途協議し定めるものとする。

第3条 移転に伴う土地の取扱いは、次のとおりとする。

2 国有地の取扱いについては、防衛省に負担が生じないように措置することを基本とする。

3 民公有地の取扱いについては、米軍への提供期間中は防衛省が、それ以外の期間は国土交通省が、それぞれ借料を負担するものとする。

4 土地の取扱いの細部については、現地関係機関の間で別途協議し定めるものとする。

第4条 本確認事項によりがたい事情が生じた事項については、別途協議して定めるものとする。

平成28年 4月 8日

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長 宮澤 康一



防衛省地方協力局地方調整課長 藤代 誠



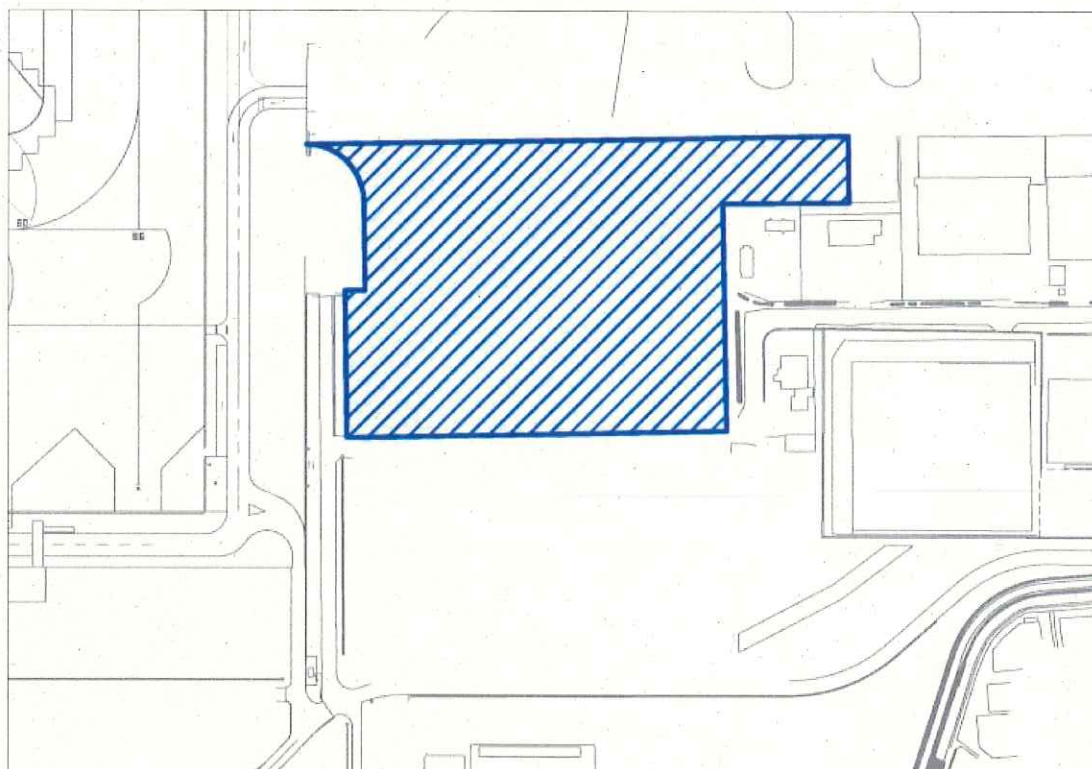
防衛省地方協力局施設管理課長 榎賀 政浩



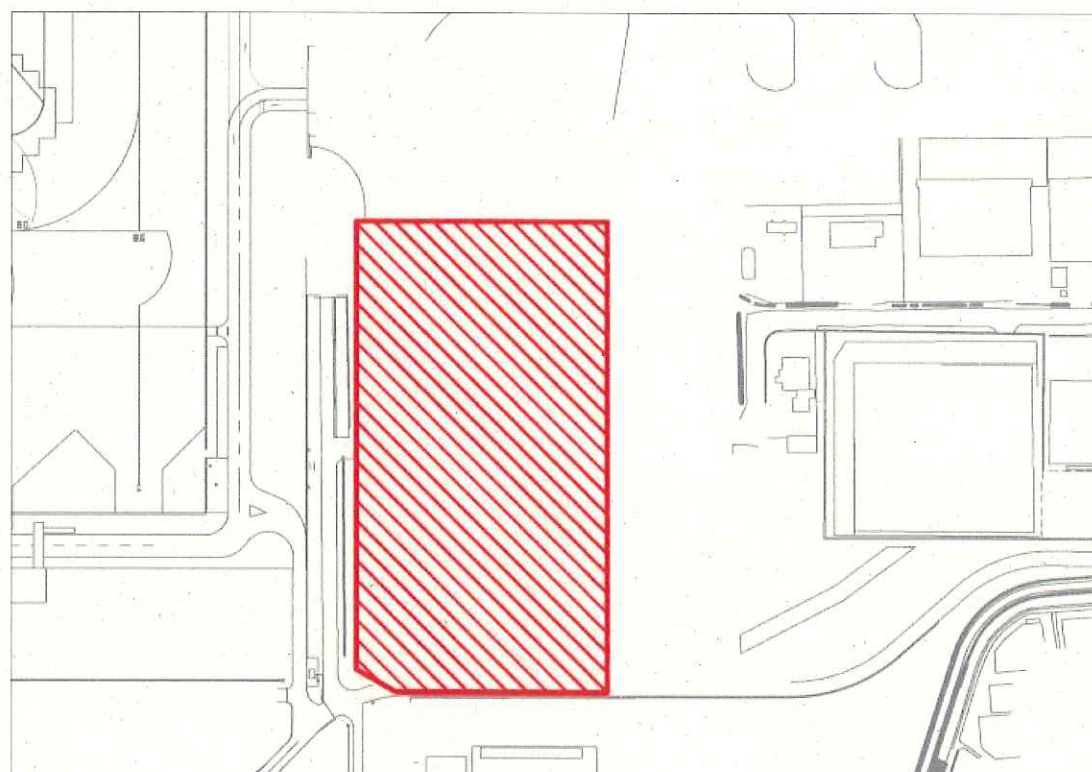
防衛省整備計画局提供施設計画官 吉田 廣太郎



現 状



移転後



区分		予算措置を行う者 (国土交通省)	工事を行う者 (防衛省)	備考
土木施設（一式）		○	○	
1	取付誘導路	○	○	
2	エプロン	○	○	
建築施設（一式）		○	○	
3	ターミナル兼格納庫	○	○	
航空灯火施設（一式）		○	○	
4	誘導路灯 (取付誘導路部)	○	○	

※ 上表に掲げる施設は、別図に掲げる移転後の米軍専用施設・区域内に建設されるものに限るものとし、これに附帯する設備、機器類、必要となる調査業務等を含むものとする。